

現行人事院規則 2 1 - 1 (交流基準) の概要

1 人事交流ができない場合

人事交流を行おうとする日前 2 年以内に民間企業又はその役員が刑事事件に関し起訴された場合¹⁾、又は行政上の不利益処分 (許認可等の取消し、業務停止命令、役員の解任命令、重加算税の徴収²⁾、課徴金の納付命令等) を受けた場合 (第 3 条第 1 号))

過去 5 年以内に交流派遣職員に対し特別の取扱いをした場合 (第 3 条第 2 号)

過去 5 年以内に交流採用に関する合意に反した場合 (第 3 条第 3 号)

- 1) 無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く
- 2) 交流派遣予定者を民間企業において経理に関する事務に従事させようとする場合及び交流採用予定者が過去 2 年以内に民間企業において経理に関する事務に従事していた場合に限る

2 所管関係³⁾にある場合の人事交流に関する基準

国の機関と民間企業が所管関係にある場合、次の官職⁴⁾の区分に応じ、当該国の機関と民間企業及びその子会社との人事交流を制限 (第 6 条 ~ 第 8 条)

| | |
|------------|---|
| 本省庁の局長等の官職 | 当該官職が属する国の機関と所管関係にある民間企業 |
| 本省庁の課長等の官職 | 当該官職が属する本省庁の課等と所管関係にある民間企業 |
| 本省庁のその他の官職 | 当該官職が属する本省庁の最小組織 ⁵⁾ と所管関係にある民間企業 |

国の機関と所管関係にある同一の民間企業との間で、連続して⁶⁾ 4 回交流派遣すること又は連続して 4 回交流採用することを制限 (第 9 条)

- 3) 法令に基づく許認可、行政指導等を所掌する機関とその対象となる民間企業との関係
- 4) 交流派遣の場合、交流派遣しようとする職員が過去 2 年間に占めていた官職を含む
- 5) 本省庁の課等に置かれる組織のうち、府令、省令、訓令その他組織に関する定めにより設置されるもので、班、係等をいう
- 6) 前の人事交流の終了の日から次の人事交流まで 2 年を経過していないときは、連続しているものとみなされる。

なお、人事交流は、「特定の業種又は特定の民間企業に著しく偏ることのないように行うもの」 (第 4 条) とされている。

3 契約関係にある場合の人事交流に関する基準

人事交流を行おうとする日前 5 年間のいずれかの年度で、国の機関と民間企業との間で締結した契約の総額が 2 千万円以上であり、かつ、当該企業の売上額等の総額に占める割合が 25 パーセント (大企業⁷⁾ にあっては 10 パーセント) 以上である場合には、当該国の機関と民間企業及びその子会社との人事交流を制限 (第 10 条)

(交流派遣の場合は、当該年度に在職していた職員の交流派遣に限る)

人事交流を行おうとする日前 5 年以内に国の機関と民間企業との間の契約の締結又は履行に携わった職員及び従業員の人事交流を制限 (第 11 条)

- 7) 資本の額又は出資の総額が 3 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人以上の民間企業

4 その他的人事交流に関する基準

派遣先企業又はその役員が起訴された場合又は不利益処分を受けた場合、交流派遣の継続を制限（第12条）

交流派遣職員に対し特別の取扱いをしようとし又はした場合、交流派遣を制限（第13条）

交流派遣職員の民間企業における業務内容が、交流派遣職員が在職していた国の機関との折衝、情報収集を主とする場合、交流派遣を制限（第14条）

国の機関（任命権者）と民間企業との間で交流採用職員に関する次の合意がない場合、交流採用を制限（第15条）

- (1) 民間企業は交流採用職員に対し、その任期中、金銭、物品等の財産上の利益を贈与しないこと
- (2) 民間企業は雇用継続型交流採用職員の任期中の民間企業における地位、賃金その他の処遇について交流採用の適正な運用が確保されるよう適切な配慮を加えること
- (3) 民間企業は交流採用職員であった者の復帰後2年間は交流採用機関に対する許認可の申請、契約締結等の業務に従事させないこと
- (4) 民間企業は交流採用職員であった者が復帰したときはその者の地位、賃金等の処遇について他の従業員との均衡を失することのないよう適切な配慮を加えること